

規制の事後評価書

法律又は政令の名称： 資金決済に関する法律、電子記録債権法
規制の名称： ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し
規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局： 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室
評価実施時期： 令和4年6月30日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の事前評価時、金融・IT融合の動きが急速に進行している状況等を踏まえ、前払式支払手段発行者の苦情処理に係る措置、供託額の算定時点の見直し、資金移動業の一部廃止に係る手続きの見直し、債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手続規定を新設したところ、社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響も、特段発現していない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

規制の事前評価時から大幅な社会経済情勢等の変化による影響はなく、想定していた以下のベースラインについて、変化はない。

- (ア) 苦情処理に関する措置の新設

規制が導入されていなかった場合、紛争解決に非協力的な前払式支払手段発行者は、利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理を行うことができず、消費者被害の実行的な解決等が図られない可能性がある。

- (イ) 供託額の算定の見直し

規制が導入されていなかった場合、前払式支払手段発行者の手元資金の不足が生じる

ことで、利用者利便が低下する可能性がある。

(ウ) 資金移動業の一部廃止に係る手続の見直し

規制が導入されていなかった場合、一部廃止したサービスに係る履行保証金の取戻しを行うことができず、事業者のサービス展開を妨げる可能性がある。

(エ) 債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手続規定を整備

規制が導入されていなかった場合、複数機関にまたがる電子記録債権の移動ができず、電子記録債権の流動化を妨げる原因となる可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

規制の事前評価時、金融・IT融合の動きが急速に進行している状況等を踏まえ、前払式支払手段発行者の苦情処理に係る措置、供託額の算定時点の見直し、資金移動業の一部廃止に係る手続の見直し、債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手続規定を新設した。

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現はなく、規制の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の事前評価時、遵守費用について以下の通り見込んでいた。

(ア) 苦情処理に関する措置の新設

法律上明確化を図るものであり、現行の「金融庁事務ガイドライン」を踏まえて適正に苦情処理態勢を整備している前払式支払手段発行者は、特段の費用は発生しない。

(イ) 供託額の算定の見直し

基準日の追加を選択した前払式支払手段発行者において、追加された基準日（6月末日・12月末日）に関する未使用残高の算定・報告等に係る費用が増加する一方、追加の基準日時点の未使用残高を元に算定した供託額が減少する場合、供託金を取り戻すことで減少した供託額に相当する資金を別途調達するために要する費用が減少する。

(ウ) 資金移動業の一部廃止に係る手続の見直し

資金移動業の一部を廃止した場合の廃止届出等に係る費用が増加する一方、廃止したサービスに係る履行保証金を取り戻すことで当該保証金に相当する資金を別途調達するために要する費用が減少する。

- (エ) 債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手続規定を整備
異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行う電子債権記録機関及びその参加金融機関において、体制整備費用が発生する。

上記(イ)から(エ)については、事前評価時に想定していたとおりであると考えられるが、本規制の拡充により生じた費用のみを抜き出して把握し金銭価値化することは困難であるものの、多額の追加費用が発生している状況にはない。なお、(ア)については、特段の費用は発生しないと想定しており、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、事前評価時の想定と実績の乖離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、乖離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時、行政費用について以下の通り見込んでいた。

- (ア) 苦情処理に関する措置の新設
これまでも「金融庁事務ガイドライン」に基づいて監督上の対応を行ってきた事項について法律上明確化を図るものであり、特段の費用は発生しない。
- (イ) 供託額の算定の見直し
行政庁(国)において、追加の基準日(6月末日・12月末日)に関する未使用残高の算定・報告等に係る確認を行うための費用が発生する。
- (ウ) 資金移動業の一部廃止に係る手続の見直し
行政庁(国)において、資金移動業の一部を廃止した場合の廃止届出等に係る確認を行うための費用が発生する。
- (エ) 債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手続規定を整備
行政庁(国)において、異なる電子債権記録機関をまたいだ電子記録債権の譲渡等を行う電子債権記録機関における業務規程変更の認可、業務の実施状況についての検査・監督に伴う費用等が発生する。

上記(イ)から(エ)については、行政庁(国)は、金融行政を遂行するにあたり、これらの規制のみならず、他の規制を含めた金融規制全般についてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の導入により生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。

また、前記(ア)については、特段の行政費用は発生しないと想定しており、事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していないことから、想定と実績の乖離は生じていない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

（ア） 苦情処理に関する措置の新設

前払式支払手段発行者に対し、利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならないことを法律上明確に求めることで、消費者被害の実効的な解決等が図られると考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

（イ） 供託額の算定の見直し

基準日を年4回とし、未使用残高の算定の柔軟化を行うことで、基準日の追加を選択した前払式支払手段発行者の手元資金の不足が解消され、サービス展開の柔軟化や、これを通じた利用者の利便性が向上したと考えられるが、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

（ウ） 資金移動業の一部廃止に係る手続の見直し

資金移動業の一部廃止の手続を規定することで、資金移動業者は廃止したサービスに係る履行保証金の取戻しを行うことができることとなるため、サービス展開の柔軟化や、これを通じた利用者の利便性の向上したと考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

（エ） 債権記録を他の電子債権記録機関に引き継ぐ場合の手続規定を整備

電子債権記録機関において、提携する他の機関の電子記録債権を自機関の電子記録債権に変更可能なサービスの提供を開始し、利用者利便の向上に向けて取組みを開始しており、電子記録債権の流動化による資金調達の更なる円滑化を通じた利用者利便の向上が図られていると考えられるため、事前評価時に想定していた効果とかい離はないが、その効果を定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の導入により、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を定量的に把握したり、さらにはその効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の導入により、過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。